

特別支援教育就学奨励費について

令和5年10月現在

◆特別支援教育就学奨励費とは？

小学校又は中学校へ就学する障害のある児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減して、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に、給食費や学用品費の一部を支給する制度です。支給対象となる経費等は特別支援学校と異なる点があります。

◆対象となる人は？

さいたま市内の特別支援学級・通級指導教室に通う児童生徒の保護者が対象です。世帯の収入額によっては支給されない場合もあります。

就学援助や生活保護を受給されている場合は一部の経費を除き対象となりません。

通級指導教室に通う場合、就学援助や生活保護を受給していても通学費が支給される場合があります。

◆支給される内容と金額は？

- | | |
|-------------------------------|---|
| ・ 給食費 | 実費額の1/2 |
| ・ 交通費 | 実費額（世帯の収入によっては実費額の1/2）
公共の交通機関を利用した場合に限ります。 |
| ・ 修学旅行費 | 実費額の1/2（限度額あり） |
| ・ 学用品購入費、新入学用品購入費
（新1年生のみ） | 実費額の1/2（限度額あり・領収書等が必要です）
2年生以上 小学校 5,820円 中学校 11,370円
1年生 小学校 5,820円（学用品）+25,555円（新入学）
中学校 11,370円（学用品）+30,490円（新入学） |
| ・ オンライン学習通信費 | 実費額の1/2（限度額あり・領収書等が必要です） |

※通級指導教室に通う児童生徒については、通学に係る交通費のみが支給されます。

◆どんな書類がいるの？

例年5月ごろ、世帯の状況を記載した申請書類を提出します。書類は学校から配布されますので、提出するときも学校を経由して教育委員会へ提出してください。

提出された書類は教育委員会で審査します。

◆審査って何？

提出された書類と世帯の収入の状況から、支給されるかどうかを審査します。その結果は10月ごろに保護者あてにお知らせします。審査の結果、世帯の収入額によっては支給されない場合もあります。

◆ほかに必要な書類は？

領収書等が必要な経費（学用品購入費、新入学用品購入費、オンライン学習通信費）は、配布された申請書に領収書やレシートを貼って、学校ごとの締切日までに提出してください。

領収書の保管のお願い

学用品（体育着、ノート、筆記用具、通学用靴、雨傘等）、新入学用品（新1年生のみ入学準備として購入したランドセル、かばん、制服等）、オンライン学習通信費（オンライン授業を実施した場合の通信事業者の通信料・モバイルルーター等の通信機器の購入費）の経費の申請には、購入時の領収書やレシートが必要です。領収書やレシートは購入した品物と金額及び購入日が分かるものが必要です。

支給対象となる学用品等は、原則その学年の4月～翌年3月までに購入したものです。ただし、明らかに入学準備として購入した物品（ランドセル、制服、学校で指定した学用品等）についてはその限りではありません。

領収書やレシートを申請期限（学校ごとの締切日）まで大切に保管してください。紛失すると支給対象になりません。

※学校の授業等で使うものが対象となります。自宅学習用に購入したもののや、靴下等の衣類は対象なりません。

このほか、特別支援教育就学奨励費に関する手続については、学校を通じてお知らせします。
※制度の内容や支給限度額については、国の制度等の変更に伴って変わることがあります。

問い合わせ

さいたま市教育委員会	特別支援教育室
電 話	048-829-1667
F A X	048-829-1990